

受講児童募集中！

- 上社保育園では社会福祉保育事業と並行して、チャイルドクラブの子育て支援活動の一環として、平成21年度から在園児と周辺幼児・小学生を対象に「カルチャー教室」を実施しています。
- 令和5年度の講座は下記の通りです。すべての講座は年間＝36回前後(カレンダーと先生の都合で多少前後します)の受講となりますが、詳細は初回受講日までにお渡しするおのおの「受講カレンダー」をご覧ください。
- 参加は保育園通園児童に限りませんので、お友達や、自宅周辺家族でお誘い合わせの上ご応募ください。
- なお、クラブ非会員(児童別)は入会金(5,000円)が必要です。保護者は裏面の会員規約を承認の上、別紙「受講申込書」を平日の午後6時までに保育園「受付事務室」に提出してください。

■ 申し込み順 ■

1. 受付はいずれの講座も定員まで「申し込み先着順」です。
2. ご希望の講座のお申込はお早めにごうぞ。

■ 申込方法 ■

1. まず電話:(052)779-1152で空き定員の確認をしてください！
2. 申し込みは保育園事務所窓口に関係書類持参に限りです。

■ 受講料等の支払 ■

1. 受講料や教材費は三菱 UFJ 口座より自動引き落としです。
2. 手続き完了までは銀行または郵便局から振り込みいただきます。

(楽しい英語と2022年度アナ先生)



【 注 意 】

1. 受講申し込みは2023年3月までの「年間契約」に限りです。年度途中から受講開始の場合も同様です。
2. 年度途中での「お休み」(受講一時停止)は所定の用紙にてのみ受け付けます。ただし、定員保証のため受講料「半額負担」となります。
3. 一時停止、受講中止ともに一ヶ月以上前に所定の用紙を提出ください。
4. 受講料は、4～7月分、9～12月分、1～3月分の年3分割の前払いです。
5. 受講中止の場合、上記支払い済み受講料で、一日でも受講した月の受講料は返金できません。1ヶ月前までに書類を提出してください。
6. 送迎保護者用の駐車場スペースはありません。なお、路上での不法駐車は絶対におやめください。

【 チャイルドクラブ 2023 講座一覧表 】

講座	楽しい英語教室				「児童英検」受験コース		
	2	3	4	5	Bronze	Silver & Gold	5級以上
曜日	火	水	火	水	金	金	金
時間	15:30 ～ 16:00	15:30 ～ 16:15	16:00 ～ 17:00	16:15 ～ 17:15	16:00 ～ 16:45	16:55 ～ 17:40	17:50 ～ 18:35
対象年齢	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳以上		
受講料	月額 6,200	6,400	6,800	7,000	6,000	Silver 6,200 Gold 6,400	6,600
	年額 68,200	70,400	74,800	77,000	66,000	Silver 68,200 Gold 70,400	72,600
教材費	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定
先生	Analin	Analin	Analin	Analin	遠山 恵子		
内容	様々な場所で英語教育の経験を持っている先生です。英語に慣れ親しみ、楽しい時間を過ごします。(先生は変更になることがあります。)				児童英検に挑戦する本格的な英語学習コースです。初級Bronzeを目指すコースから始まります。その後、Silverコースに進級します。その次はGoldコース、さらに英検の本コースにどんどん進んでいきます。		
募集定員	10	12	15	15	10	10	10
空き定員	10	12	15	15	10	10	10

講座	造形絵画教室			書道教室			日本舞踊教室			
	4	5	小学	月16/金16	月17/金17	月18/金18	幼児	小学①	小学②	小学③
曜日	月	月	月	月/金	月/金	月/金	木	木	木	木
時間	16:00 ～ 16:45	16:50 ～ 17:35	17:40 ～ 18:25	16:00 開始	17:00 開始	18:00 開始	16:00 ～ 17:00	16:30 ～ 17:30	17:00 ～ 18:00	17:30 ～ 18:30
対象年齢	4歳	5歳	小学生	4歳以上			3～5歳	小学生	小学生	小学生
受講料	6,000			5,300(4歳)、5,800(5歳以上)			5,000	5,500	5,500	5,500
	66,000			58,300(4歳)、63,800(5歳以上)			55,000	60,500	60,500	60,500
教材費	2,200円(年額)			各自用意			各自用意	各自用意	各自用意	各自用意
先生	古澤 隆広			藤村 芳月			花柳梅奈香			
内容	絵画と造形工作を専門的に指導します。想像力と創作力を養う芸術教室です。今年度から教材費が追加されますのでご了承ください。			本格的な文字と書道を学びます。各コースとも、一時間程度学習します。時間と料金が変わりますのでご注意ください。			日本文化の舞踊教室です。幼児から舞踊の初級段階を年齢にそって指導します。希望者には小学校以後を含めて「名取り」まで個人教授できます。			
募集定員	12	12	12	8	8	8	10	10	10	10
空き定員	12	12	12	8	8	8	10	10	10	10

(注) 希望者の状況により定員を拡大することがあります。実施最低定員は6名です。4月開始までに実施最低定員に応募生徒数がいたらない場合はその講座の実施を「中止」することがあります。

教材費は年額です。社会福祉法人CAIが実施するチャイルドクラブの「英会話とカルチャー教室」料金には「消費税」課税が原則、免除されます。なお、全教室とも8月は原則原休み休講です。

チャイルドクラブでは幼児から小学校低学年生徒を対象にした各種カルチャー教室の先生を募集しています。子ども達の世界を広げる新しい講座のご提案がありましたら遠慮なく、受付事務室までご意見・ご連絡ください。

申し込み(連絡)先＝チャイルドアカデミー上社保育園、名古屋市名東区上社1-409、電話＝052-779-1152、FAX＝052-779-1151

【 カルチャー教室の様子 】

◆「児童英検」受験コース◆



◆日本舞踊教室◆



◆造形絵画教室◆



◆書道教室◆



チャイルドクラブ 会員規約

第1条(名称)

当会はチャイルドアカデミー上社保育園の「チャイルドクラブ」(以下「当クラブ」という)とします。

第2条(会員)

1 本会員規約ならびに別に定める「病後児保育利用規程」と「病児保育利用規程」を承認し、入会を申し込まれた方で当クラブが入会を承認した方を「会員」とします。

2 「会員」には

① Regular(レギュラー)会員 と ② Friendship(フレンドシップ)会員があります。

① Regular 会員は名古屋市承諾児童保護者が入会された場合です。

② Friendship 会員は一般人会者で名古屋市民の方でも、名古屋市の居住者の方でもどちらでも入会できます。

なお、名古屋市承諾児童保護者が当クラブに入会されないことは自由ですが、この場合、当クラブの「公益事業」のご利用をしていただけませんのでご了承ください。

3 「会員」が登録されたお子さまを「登録児童」(入会毎に一名登録)、家族を「家族会員」とします。

4 「会員」と当クラブとの契約関係は当クラブが入会を承認し、入会金をお支払いいただいた時に成立します。

第3条(目的)

当クラブの目的は「会員」が「登録児童」の保育または英会話・カルチャー教室受講を委託し、当クラブがこれを受託することです。

第4条(遵守事項)

当クラブは「会員」に対し児童福祉法等ならびに「会員の希望を尊重し、誠実に前条の受託業務を行うことを誓約します。

第5条(入会金・年会費)

1 「会員」は当クラブへの入会時に、別に定める入会金を支払うものとします。

2 「会員」は毎年、別に定める年会費(4月1日～翌年3月31日分)を期日までに支払うものとします。

3 すでに支払い済みの入会金・年会費は会員資格終了になった場合でも、その理由の如何を問わず返却いたしません。

第6条(保育と英会話・カルチャー教室の内容)

1 当クラブが行う「登録児童」にたいする保育または英会話・カルチャー教室の内容は原則的に当クラブの方針に委ねられます。

2 ただし、「会員」は当クラブに保育または英会話・カルチャー教室の内容についての説明を必要に応じて求めることができます。

第7条(委託の方法)

1 「会員」は当クラブの別に定める「ご利用のしくみ」と「運営要項」等の諸規定にしたがって、月々または日々「登録児童」の保育委託または英会話・カルチャー教室受講をおこなうことができます。

2 当クラブは前項の諸規定を適時、改訂することがあります。

第8条(委託料または受講料等)

1 「会員」は当クラブに対し、委託料または受講料(完全前納制)を支払うものとします。

2 委託料または受講料の計算は当クラブの定める当該年度の保育料または英会話・カルチャー教室受講料ならびにその他の諸経費、および消費税額をもつて行います。

3 「会員」は所定の手段と方法に従って、前項の合計金額を原則として自動引き落としで支払います。

4 自動引き落とし対象口座は、三菱 UFJ 銀行口座に限りです。

5 引き落としの際に手数料をご負担頂きます。

第9条(年度途中の受講開始)

1 年度途中の受講開始の場合も、受講料や教材費の支払いは完全前納制とし、原則として受講開始から3ヶ月毎の支払いとします。1日でも受講すればその月分の支払いが発生します。

第10条(年度途中の受講中止)

1 年度途中に受講を中止したい場合は、受講中止1ヶ月前までに所定の文書によって通知があれば、月割計算で受講が済んでいない月の分の受講料金と月別教材費の総額を、「銀行振込」(手数料は会員負担)にて払い戻します。ただし、1日でも受講すれば、その月の分は返金できません。

2 なお、支払い済みの入会金・教材費はかかる理由でも返金できません。

第11条(年度途中の一時中止、再開)

1 年度途中に、定員席を確保しておき、受講を確実に再開したい趣旨による「受講一時中止」を希望する場合も、受講中止1ヶ月前までに所定の用紙で申請することができます。

2 ただし、受講一時中止期間中の、該当月分の受講料金の「半額」を徴収することとし、残りの半額および月別教材費は「繰り越し」または「返金」出来ることとします。

3 また、受講一時中止の対象期間は年度内に最大でも2ヶ月までとします。ただし、1日でも受講対象日があれば、その月は中止月とすることはできません。

4 なお、「繰り越し」された総額は、新年度受講段階で新年度受講料金の一部に充当されるか、新年度受講がない場合は3月31日以後、「銀行振込」(手数料は会員負担)にて返金されるものとします。

第12条(秘密遵守)

当クラブは「会員」の個人情報に関しては園外に漏洩しないことを誓約します。

第13条(会員資格の期間)

1 「会員」の資格は当クラブが入会承認の日からその年度終了の3月31日までとします。

2 期間満了までに、「会員」または当クラブ双方から、何らの意思表示のないときは「会員」の資格は自動的に1ヶ年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第14条(届出事項の変更)

1 「会員」が当クラブに届出した氏名、住所、電話番号、勤務先、緊急連絡先、お支払い口座、「家族会員」等に変更が生じた場合は、遅滞なく、当クラブ宛に所定の届出用紙(様式4)により手続きしていただきます。

2 ただし、当クラブへの電話での連絡などにより届出することもできます。

第15条(会員資格の終了)

1 「会員」は退会書(様式5)を提出して、いつでも、自由に会員資格を終了できます。

2 保育目的に加入された会員の会員資格は「登録児童」が小学校に入学する年の3月31日に自然終了されますが、「学童保育申込書」を提出して卒園後の特別保育延長を希望される場合は最大で小学校6年生まで会員資格を延長できます。(卒園時月決め保育児童以外も入会が可能です)

3 また、「登録児童」に英会話・カルチャー教室受講を継続させたい会員は登録児童が英会話・カルチャー教室の募集対象年の年齢になるまで会員資格を延長することができます。

4 会員資格は翌年度の年会費を前年度3月末日までに支払わなかった場合、終了です。

5 会員資格は当クラブからの郵便物返送など、「会員」の現住所が不明となり、連絡不能となった日に終了されます。

6 会員資格は月々の料金が引き落とさできなかった

場合で、振り込み用紙の送付後、さらに期日に入会承認が取れない場合は自動的に「会員資格」が消滅いたします。

7 当クラブは「会員」がこの規約のいずれかの条項または当クラブの定める諸規定に違反した時は会員資格を終了させることができるものとします。

第16条(債務の継続)

「会員」は会員資格終了時でも、すでに発生している債務のすべてを当クラブに支払わなくてはならないものとします。

第17条(責任範囲)

1 当クラブは「登録児童」の保育受託または英会話・カルチャー教室受講中に「設備の不備・欠陥または職員の管理・指導ミスおよび提供した飲食物等により、登録児童の「身体に障害を与え、または財物損害を与えた」ことが明らかな場合にそなえ、当クラブが会員に支払うべき「法律上負担すべき損害賠償金」を用意するために施設賠償責任保険に加入することを義務とします。

2 当クラブ加入の保険会社が当クラブの「過失」=「法律上負担すべき損害賠償金」の支払い義務を認めず、保険金支払いをしない場合は当クラブの責任範囲外とします。

3 本条にかかわらず、当クラブ・保険会社ならびに会員との間で、見解の相違がある事象が発生した場合は法律の定めるところに従って、関係者が誠実に話し合うものとします。

第18条(合意管轄裁判所)

本規約に基づく「会員」と当クラブの取引に関して訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

第19条(規約の変更・承認)

本規約の変更は当クラブから変更内容を知り、または「登録児童」の保育委託または英会話・カルチャー教室の新申し込みをしたときは変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第20条(規定外事項)

この規約に定めのない事項が発生したとき、またはこの規約各条項の解釈について疑義が生じたときは会員の代表と当クラブが協議して定めることとします。

第21条(付則)

この規約は令和2年4月1日から「修正」有効とします。